

第 77 号議案

令和 6 年度 豊後大野市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度豊後大野市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 208,739 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,429,654 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		326,927	△50,429	276,498
	2 負担金	234,568	△50,429	184,139
15 国庫支出金		3,631,709	74,989	3,706,698
	2 国庫補助金	1,170,808	74,989	1,245,797
16 県支出金		2,487,099	27,857	2,514,956
	2 県補助金	1,348,577	27,857	1,376,434
17 財産収入		47,104	6,800	53,904
	1 財産運用収入	46,903	6,800	53,703
19 繰入金		1,814,940	213,773	2,028,713
	1 特別会計繰入金	1	45,584	45,585
	2 基金繰入金	1,814,939	168,189	1,983,128
22 市債		5,504,812	△64,251	5,440,561
	1 市債	5,504,812	△64,251	5,440,561
歳入合計		30,220,915	208,739	30,429,654



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,531,044	54,756	4,585,800
	1 総務管理費	4,024,043	54,756	4,078,799
3 民生費		9,313,412	39,014	9,352,426
	1 社会福祉費	2,933,217	7,627	2,940,844
	2 老人福祉費	2,335,343	1,931	2,337,274
	3 児童福祉費	3,139,120	29,456	3,168,576
4 衛生費		2,762,938	18,017	2,780,955
	2 清掃費	1,502,963	18,017	1,520,980
6 農林水産業費		2,215,550	6,146	2,221,696
	1 農業費	1,104,171	1,604	1,105,775
	2 畜産業費	119,940	4,500	124,440
	4 林業費	387,635	42	387,677
7 商工費		437,170	86,575	523,745
	1 商工費	437,170	86,575	523,745
8 土木費		1,582,899	3,000	1,585,899
	2 道路橋梁費	1,136,600	3,000	1,139,600
10 教育費		4,458,837	1,231	4,460,068
	2 小学校費	279,297	426	279,723
	5 社会教育費	436,044	499	436,543
	6 保健体育費	2,781,935	306	2,782,241
歳 出 合 計		30,220,915	208,739	30,429,654

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
7 商工費	1 商工費	用作公園整備事業	20,500

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市制施行20周年記念事業	令和7年度	9,924
生活支援ハウス指定管理委託業務	令和6年度 ~ 令和9年度	72,600
関係人口交流拠点施設指定管理委託業務	令和6年度 ~ 令和8年度	60,000
調理機器更新設置業務	令和6年度 ~ 令和7年度	26,127



第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	47,162	証書借入	5.0%以内	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	32,311	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
放課後児童健全育成事業	38,000		(ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		52,900			
地域子育て支援拠点事業	13,100				13,200			
市道改良事業	179,600				115,200			

